

公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出および申出について

■概要

県、市町村等が、住みよい街づくりのために必要な道路、公園、学校などの公共用地を計画的に取得することを目的として、昭和47年に「公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）」が制定されました。

この法律は、土地の所有者が

- ①一定の要件を満たした土地を売買などするときは、市長に事前に届け出ること
- ②一定の要件を満たした土地について県、市町村等を買取りを希望するときは、市長に申出ができること

の2つの制度を設けて、県や市がその土地を公共施設の整備等に必要なものと判断した場合、土地の所有者と協議を行い、合意に達すればその土地を買取させていただくというものです。

■届出について

次のような一定の要件を満たした土地を売買や交換等により有償で譲渡する予定があるときは、**契約を結ぶ前に**届出が必要になります。

対象となる土地	面積要件
都市計画区域内 ・道路、都市公園、河川等の都市計画施設の区域内にある土地 ・道路、都市公園、河川等の区域として決定された区域内にある土地 ・特定土地区画整理事業、住宅街区整備事業又は、生産緑地地区の区域内にある土地を一部でも含む土地	200 平方メートル以上
都市計画区域内 一定規模以上の土地	市街化区域 5,000 平方メートル以上

■申出について

次のような一定の要件を満たした土地について県や市町村等の公的機関に対して買取りを希望する場合は、申出をすることができます。（犬山市域は全て都市計画区域内です。）

都市計画区域内 **100 平方メートル以上の土地**

都市計画区域外 都市計画施設の区域内にある土地を一部でも含む 200 平方メートル以上の土地

※届出、申出についてご不明な場合は4階企画広報課企画担当までお問合せください。

■提出書類について

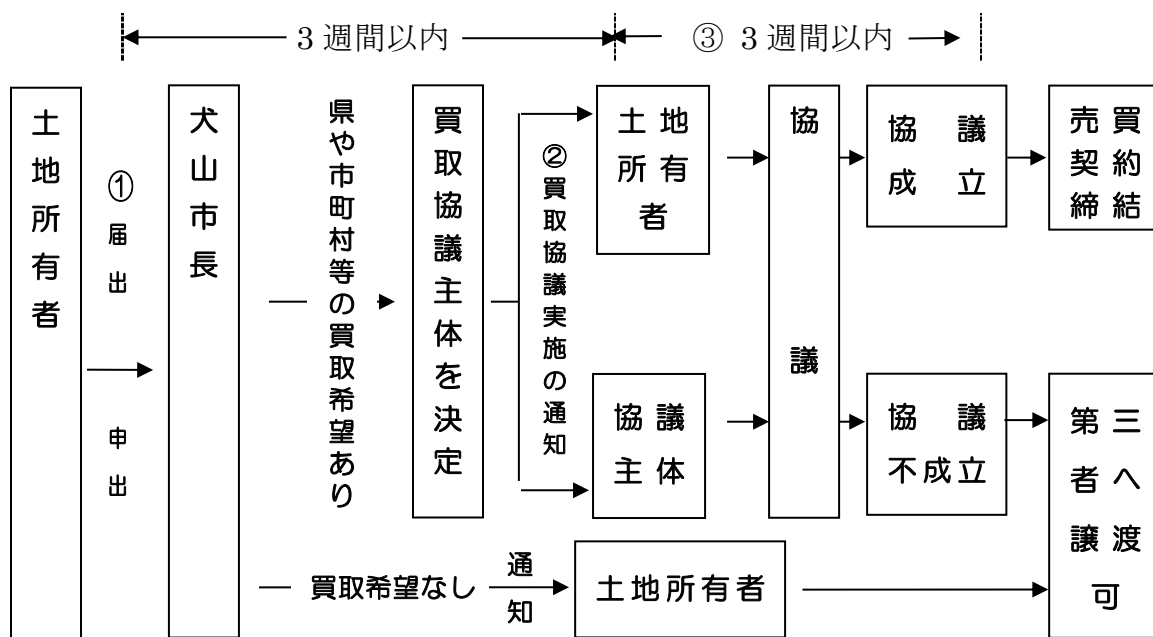
- 1.土地有償譲渡届出書又は土地買取希望申出書
- 2.当該土地の位置図（道路地図など）
- 3.周辺状況図（住宅地図、公図など）
- 4.面積が実測の場合は実測図

各 1 部

■手続の流れ

土地所有者は、（届出の場合は譲渡する前に）届出書又は申出書に必要な書類を添付して提出してください（①）。

届出又は申出を受けた土地について、県や市町村等が公有地として必要と判断した場合は、市より届出がなされた日から起算して3週間以内に買取りの協議をさせていただき旨を通知します（②）。また、この買取協議実施の通知があった日から起算して3週間以内は、他人にその土地を譲渡することはできません（③）。



問合せ先 企画広報課 企画担当（市役所本庁舎4階）
電話 0568-44-0312（ダイヤルイン）